

はしがき

本書は、債権法の入門書です。民法入門や民法総則を学んだ法学部等の学生や社会人を主な読者対象としています。

債権法のテキストは数多く刊行されていますが、「債権総論」「債権各論」または「契約法」「不法行為法」というように分野ごとに編集されているものがほとんどです。債権法を学習するために2冊ないし3冊もテキストを購入しなければならないのは大変です。また、平均的な学部学生からすればこれらはレベルが高すぎたり、分量が多すぎたりして消化しきれていないという印象を持っています。

本書は、本文240頁あまりのコンパクトな内容にもかかわらず、債権法全般を扱い、債権法のエッセンスを簡潔かつわかりやすく解説するテキストです。

債権法の全般を扱うことは、それ以上に積極的な意義を有しています。周知のとおり、民法(債権法)改正が実現しましたが(2017年成立・公布、2020年施行)、改正法の基本思想である「契約(中心)主義」は、これまで以上に債権総論と債権各論の結びつきを緊密なものとししました。序章でも述べたように、たとえば、売買における契約不適合責任(担保責任)は、改正法では債務不履行責任と位置づけられているので、債権各論(売買)の知識だけでは理解できません。今後は、債権総論と債権各論の相互参照が不可欠となるでしょう。こうした観点から債権法全般の内容を含むテキストの必要性あるいは需要はますます大きくなると考えられます。

本書は入門書としての性格から、改正法の忠実な紹介に加え、できるだけ判例・通説に立脚して叙述するよう心がけています。その意味で安心して利用できるテキストです。

このように内容はオーソドックスですが、形式には若干の工夫を凝らしました。本書は「契約」「債権」「不法行為ほか」という3部構成に基づき、比較的理理解しやすい契約を先に取り上げ、その後に難解な債権総論の内容を扱っているのが特徴です。とはいえ、民法典が採用するパンデクテン体系を大きく崩すも

のではないので、伝統的なスタイルに慣れている人にも違和感を与えることなく読んでいただけたらと思います。

本書は入門書でありながら、最高裁判例を中心とする重要判例を多く取り上げています（後遺障害による逸失利益について最高裁として初めて定期金賠償を認めた最判令和2年7月9日のような最新の判決も紹介しています）。また、巻末には読書案内として多くの債権法テキスト（改正法に対応しているものに限定していますが）や判例解説書のリストを掲げています。判例索引にはキーワードを付して、索引としてのインデックス機能を高めました。これらの点からも本書は、民法学習を発展・深化させたい人にとって「開かれたテキスト」であるといえるでしょう。

法学部に限らず経済学部や商学部などの授業のテキストとして、公務員試験・資格試験の参考書として、契約や不法行為についての法律知識を得るための入門書として、本書が幅広く読まれることを切に希望します。

なお、法律文化社からは、筆者等による共著として『民法入門』と『民法総則』が刊行されています（本書ではそれぞれ「入門」「総則」として引用）。本書と併せて利用することにより民法（債権法）の理解がより進むので、ぜひご参照ください。

2020年は、猖獗^{しょうけつ}を極めた感染症の大流行によって凶らずも記憶される年になってしまいました。多くの学生の皆さんはオンラインによる遠隔授業の履修を余儀なくされるなど大変厳しい学習環境に置かれたと推察します。大学教育に携わる者の1人として大変申し訳なく思うとともに、いかなる環境にあっても学習を継続し、民法の基礎知識を身につけ、法的思考力を涵養していただくことを願っています。

最後になりましたが、上記『民法入門』『民法総則』のときと同様、本書の刊行に当たっては、法律文化社編集部の小西英央さんに大変お世話になりました。末尾ながらこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

2020年10月

生田敏康